

岩手県告示第308号

調理師法施行令（昭和33年政令第303号）第2条の2第2項の規定により、指定試験機関の主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和8年5月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定試験機関の名称	主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地		変更しようとする年月日
	変更前	変更後	
公益社団法人調理技術 技能センター	東京都中央区日本橋堀留町二丁目8 番5号 JACCビル	東京都中央区日本橋人形町一丁目4 番1号 内山ビル	令和8年1月26日